

## 本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例（埼玉県条例第五十三号）（経営管理課）

### 一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、県から法人に引き継がれる職員の範囲を定めるため、地方独立行政法人法第五十九条第二項に基づき、その範囲となる内部組織を定める条例を制定する。

### 二 内容

引継ぎの対象となる内部組織は「埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例」による廃止前の「埼玉県病院事業の設置等に関する条例」第四条第一項の表に掲げる埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センターとする。

### 三 施行期日

令和三年四月一日